

(令和8年度版)

新潟県横断歩道橋定期点検要領

令和8年1月

新潟県 土木部 道路管理課

■改定履歴

平成 23 年 09 月 策定 新潟県道路横断施設点検要領 [初回点検版]
平成 26 年 12 月 改訂 新潟県横断歩道橋定期点検要領
令和 3 年 7 月 改定 新潟県横断歩道橋定期点検要領
令和 8 年 1 月 改定 新潟県横断歩道橋定期点検要領

目次

1. 総則	1
1.1 適用の範囲	1
1.2 目的	2
1.3 用語の定義	3
1.4 参考文献	4
2. 点検計画	5
2.1 点検計画の目的	5
2.2 点検項目	6
2.3 点検方法	8
2.4 点検の実施頻度	10
2.5 点検体制	10
2.6 安全対策	11
3. 損傷状況の把握	12
3.1 損傷状況の把握	12
3.2 損傷程度の評価	12
4. 健全性の診断	14
4.1 部材単位の健全性の診断	14
4.2 部材群毎の想定する状況や特定事象に対する評価	15
4.3 横断歩道橋毎の健全性の診断	17
5. 措置	19
5.1 措置の基本	19
5.2 応急対策	19
6. 点検の記録	20
7. 対策工の概略検討	25
付録-1 損傷程度の評価基準	26
付録-2 点検調書記録様式	32

1. 総則

1.1 適用の範囲

本要領は、新潟県が管理する横断歩道橋の定期点検に適用する。

【解説】

本要領は、横断歩道橋に適用し、施設の標準的な点検の内容や現時点の知見で预见できる注意事項などについて規定したものである。

施設に生じる損傷は、構造形式、交通量、供用年数、周辺環境等によって多様である。このため、実際の点検にあたっては、本要領に基づき個々の施設の状況に応じて、点検の目的が達成されるよう、十分検討する必要がある。

なお、本要領は H26.7.1 に施行された省令・告示に準拠し、平成 26 年度に改訂した新潟県横断歩道橋定期点検要領を対象として、改定を行ったものである。

- ・省令 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)
道路の維持又は修繕に関する技術的基準等 第四条の五の二
- ・告示 トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示
(平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号)

1.2 目的

横断歩道橋の点検は、安全で円滑な交通の確保や利用者の被害を防止するため、施設の管理を効率的に行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。

【解説】

横断歩道橋の維持管理は、安全で円滑な交通路を確保すること、また、常時良好な状態に保ち利用者の通行に支障を与えないよう努めるため、点検により現状を把握し、異常及び損傷を早期に発見する必要がある。施設点検は、施設状態を把握し、利用者被害を未然に防ぐための措置を講じることや、対策の必要性を客観的に明確にすることを目的に実施する。

一方、アセットマネジメント手法を導入した維持管理には、短期的な視点だけでなく、中長期的な観点から計画的かつ戦略的な維持管理計画を策定し、県民や利用者のニーズを踏まえたサービスレベルを確保することが必要である。

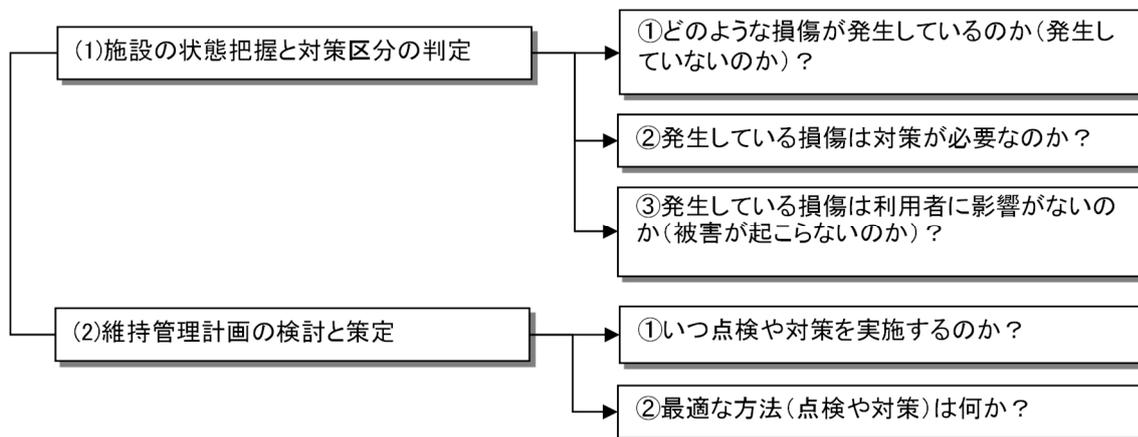


図 1-1 点検の目的の概念

1.3 用語の定義

本要領（案）では、次のように用語を定義する。

- 維持管理：構造物の供用期間において、構造物の性能を保持するための全ての技術的行為。
- 点検：構造物の現状を把握する行為の総称。
- 初回点検：本点検要領（案）を用いて実施する定期点検の初回をいう。初回点検は供用後2年以内に実施することが望ましい。
- 定期点検：構造物の損傷状況を把握し損傷の判定を行うために、頻度を定めて定期的実施する点検をいう。専用機器またはできるだけ近接して触手するなど望ましいレベルでの定期点検をいう。
- 近接目視：肉眼により部材の変状および損傷の状態を把握し、評価が行える距離まで近接して目視を行うことを想定した方法。
- 遠望目視：点検対象箇所の変状および損傷状況を徒歩で目視観察し、記録する方法。
- 定期パトロール：過去の定期点検データを基に、構造物の損傷状況の変化を確認するため、頻度を定めて定期的実施する点検をいう。定期点検では、損傷状況を把握し損傷の判定を行うが、定期パトロールでは、損傷状況の変化や緊急対応に必要な損傷の有無などを確認する。
- 通常パトロール：損傷の早期発見を図るために、道路の通常巡回として実施するもので、道路パトロールカー内からの目視を主体とした安全確認をいう。
- 詳細調査：塩害など、補修などの必要性の判定や補修などの方法を決定するに際して、損傷原因や損傷の程度をより詳細に把握するために実施する調査をいう。
- 損傷：構造物または部材が損なわれ傷つく事象。劣化・欠陥を含めた構造物または部材の機能低下の総称。
- 変状：形が変化した状態。必ずしも損傷とは限らない。
- 欠陥：構造物または部材に必要な性能が初期から欠けているコンクリートのひびわれやコーールドジョイント、鋼材の溶接われなど。
- 劣化：時間の経過に伴って構造物または部材の各種の性能が低下する現象。
- L C C：ライフサイクルコストの略。構造物の計画、設計、建設に関する費用及び供用期間中の維持管理費用、解体を含む更新費用などのトータルコスト。
- 補修：利用者への影響の除去あるいは、美観・景観や耐久性の回復もしくは向上を目的とした対策。ただし、建設時に構造物が保有していた程度まで、安全性あるいは、使用性のうちの力学的な性能を回復させるための対策も含む。
- 補強：建設時に構造物が保有していたよりも高い性能まで、安全性あるいは、使用性のうち力学的な性能を向上させるための対策。

1.4 参考文献

- 横断歩道橋定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省 道路局
- 新潟県道路横断施設点検要領〔初回点検版〕 平成 23 年 9 月 新潟県土木部道路管理課
- 新潟県橋梁定期点検要領〔標準点検編〕 平成 25 年 4 月 新潟県土木部道路管理課
- 新潟県横断歩道橋定期点検要領 平成 26 年 12 月 新潟県土木部道路管理課
- 横断歩道橋定期点検要領 平成 31 年 2 月 国土交通省 道路局
- 横断歩道橋定期点検要領 令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局

2. 点検計画

2.1 点検計画の目的

点検の実施にあたっては、対象施設の状況などに応じて、適切な点検が実施できるよう点検計画を検討し、点検計画書を作成するものとする。

【解説】

点検を効率的かつ適切に行うためには、事前に十分な点検計画を作成する必要がある。ここでいう点検計画とは、点検方法、実施体制、現地踏査、安全対策、緊急連絡体制、工程など点検に係る全ての計画をいい、具体的な点検計画の内容を点検計画書として作成することとする。

表 2-1 点検計画書作成要領

点検計画書の項目	記載内容
1) 業務内容	業務目的、業務概要、点検対象施設一覧などについて記述する。
2) 既往資料の調査	施設台帳および既存点検結果の記録などを調査し、施設の諸元および損傷の状況や補修履歴などを道路管理者に確認し、把握する。
3) 点検項目と方法	「2.2 点検項目」、「2.3 点検方法」を原則とする。
4) 点検体制	「2.5 点検体制」を原則とする。
5) 現地踏査	点検に先立ち、施設本体および周辺状況を把握し、点検方法や必要資機材の計画立案に必要な情報を得るための現地踏査を実施する。 この際、交通状況や点検に伴う交通規制の必要性についても調査する。なお、施設諸元として位置情報が不明な場合は施設の起点側（上り線側）でGPSにより緯度・経度を計測する。
6) 管理者協議	点検において、公安委員会および道路管理者などと協議が必要な場合は、点検が行えるよう協議を行わなければならない。
7) 安全対策	「2.6 安全対策」を原則とする。
8) 緊急連絡体制	事故などの発生時の緊急連絡体制を構築し、点検員などから調査職員、警察署、緊急指定病院などへ連絡する場合の手順を明らかにしておく。
9) 緊急対応必要性などの報告体制	点検において、施設の安全性や利用者被害の防止の観点から緊急対応の必要性があると判断された場合の連絡体制を定めておく。
10) 工程	点検を適切に行うために、点検順序、必要日数あるいは時間などをあらかじめ検討し、点検計画に反映させなければならない。

2.2 点検項目

定期点検では、対象施設ごとに必要な情報が得られるよう、点検する部材に応じて、適切な項目（損傷の種類）に対して点検を実施しなければならない。

【解説】

横断歩道橋の点検を行う項目として、部材ごとの点検すべき損傷種類を以下に示す。

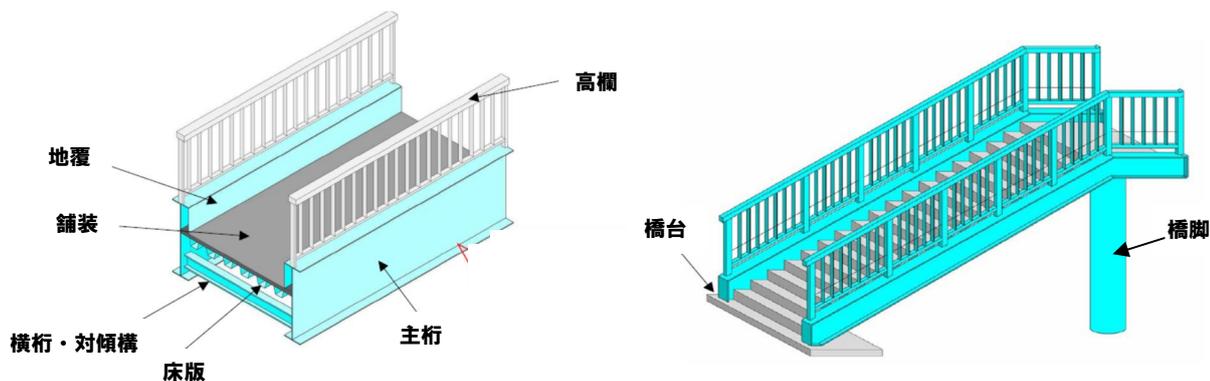


表 2-2 点検項目

部材		鋼部材	コンクリート部材	その他
上部工 (主要部・階段部)	主桁	腐食・防食機能の劣化 ゆるみ・脱落 亀裂・破断 変形・欠損	ひびわれ うき 剥離・鉄筋露出 漏水・遊離石灰	—
	横桁・対傾構	腐食・防食機能の劣化 ゆるみ・脱落 亀裂・破断 変形・欠損	ひびわれ うき 剥離・鉄筋露出 漏水・遊離石灰	—
	床版	腐食・防食機能の劣化 ゆるみ・脱落 亀裂・破断 変形・欠損	ひびわれ うき 剥離・鉄筋露出 漏水・遊離石灰	—
	階段部	腐食・防食機能の劣化 ゆるみ・脱落 亀裂・破断 変形・欠損	ひびわれ うき 剥離・鉄筋露出 漏水・遊離石灰	—
	支承部	遊間の異常・支承部の機能障害	遊間の異常・支承部の機能障害	—
	共通	異常な音・振動・たわみ	補修・補強材の損傷 異常な音・振動・たわみ	—

2.3 点検方法

(1) 点検方法

近接目視により損傷の有無および損傷程度を確認することを基本とする。

(2) 写真撮影

点検時に損傷などを記録するための写真撮影は、デジタルカメラ（デジタルスチルカメラまたはデジタルビデオカメラ）により撮影するものとする。

有効画素数は、損傷の程度が確認できることを指標とする。

(3) 近接目視によらない方法の適用

近接が可能な部材等の一部の状態の把握を近接目視によらない場合には、健全性の診断を所要の品質で行うことができるように方法を決定する。

【解説】

(1) 基本的な点検方法

基本的な点検方法とは、橋梁点検車などの機械を用いた近接目視点検を基本とする。

異常および損傷が認められた場合には、より接近し、写真撮影による記録やメジャーによる簡易計測等を行う。なお、路面への部材等の落下のおそれがある箇所については打音検査を行い、落下のおそれのある部材に対して予防措置を行うこととする。なお、コンクリートの叩き落とし作業を行った際は、道路管理者はすみやかに断面修復を実施、または補修計画へ反映する必要がある。

(2) 写真撮影の方法

点検調書を電子化して作成することから、損傷写真もデジタルカメラを用いて撮影することとする。

不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、適切な有効画素数を設定する。使用するカメラの画質を考慮し、130万画素（1280×960ドット）または200万画素（1600×1200ドット）程度とするのが望ましい。

(3) 近接目視によらない方法の適用

横断歩道橋の状態把握の方法は法令のとおり近接目視によることが基本であるが、その目的は健全性の診断が適切に行われ、標準点検の目的が所要の品質で達成されることである。そこで「横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月国土交通省道路局）」で補足されているとおり、知識と技能を有するものが定期点検を行うにあたって、自らの近接目視によるときと同等の診断ができると判断した場合には、その他の方法についても近接目視を基本とする範囲と考えてよいと解される。これを受け、本要領でも、所要の品質として自らの近接目視によるときと同等の状態把握ができ、かつ経済的に優れたものであれば、横断歩道橋の部材等の一部について、その他の方法で状態を把握し、健全性の診断を行うことができることを明確にした。

なお、近接目視によらない方法（点検支援技術）を活用する場合、受注者は、「新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月 国土交通省）」を参考に、以下に示す内容を記載した「点検支援技術使用計画」を作成し、受発注者間で点検支援技術の活用の適否について協議を行うものとする。

<点検支援技術使用計画に記載することが望ましい事項>

- 対象部位・部材及び対象変状
- 対象範囲
- 活用目的
- 活用の程度
- 使用機器と選定理由（近接目視点検との経済比較含む）
- 精度管理計画

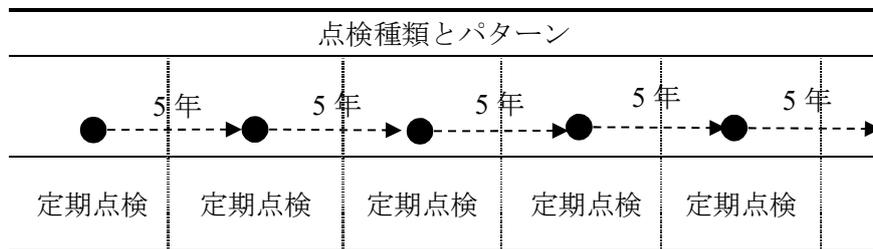
2.4 点検の実施頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

定期点検結果は、維持管理計画の前提となる重要な情報であることから、計画どおりに実施することを原則とする。ただし、対象施設やその周辺状況を踏まえ、1年程度の調整期間を設けることを考慮のうえで実施する。

なお、新設した横断歩道橋については、供用開始2年以内に初回点検を実施することが望ましい。また、県内の横断歩道橋は高齢化が進んでいる施設が多いため、必要に応じて監視等の対応を行う。

表 2-3 点検種類とパターン



※必要に応じて監視対応を行う

2.5 点検体制

横断歩道橋に関して十分な知識と実務経験を有する者がこれを行わなければならない。

【解説】

点検の実施体制は、点検内容、施設の立地条件、交通状況などを考慮して定めるものとする。点検を実施する点検者は、損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有する者とする。

- ・横断歩道橋に関する相応の資格又は相当の実務経験を有すること。
- ・点検に関する技術と実務経験を有すること。
- ・その他、点検業務委託の特記仕様書に定める要件に有する者であること。

2.6 安全対策

点検は、道路交通、第三者および点検に従事する者に対して適切な安全対策を実施して行わなければならない。

【解説】

点検は供用下で行うことが多いことから、道路交通、第三者および点検に従事する者の安全確保を第一に、労働基準法、労働安全衛生法その他関連法規を遵守するとともに、現地の状況を踏まえた適切な安全対策について、点検計画に盛り込むものとする。

また点検車はヘルメット、安全带、安全チョッキを着用する。始業前にはこれらの点検を行う。点検者の服装と持ち物を参考までに図 2-1 に示す。



3. 損傷状況の把握

3.1 損傷状況の把握

損傷を発見した場合は、「部材毎」、「損傷の種類毎」に損傷の状況を把握するものとする。

【解説】

損傷状況の把握とは、単に損傷の大小という損傷状態だけではなく、維持管理計画の検討・策定のための基礎的な情報についても点検時に把握することである。

基礎的な情報とは、施設の設置環境や周辺状況、想定される劣化要因、損傷の範囲や寸法（対策の概算数量）等であり、維持管理計画の検討や策定に活用されるものである。

点検時には、損傷状況について、写真や文書等で記録しておく必要がある。

3.2 損傷程度の評価

定期点検における損傷程度については、部材ごと、損傷種類ごとに表 3-1 に示す 5 等級（a、b、c、d、e）に区分して評価することを基本とする。

表 3-1 損傷程度の一般的状況

損傷区分	一般的状況
a	損傷が特に認められない。
b	軽微な損傷が発生している。
c	損傷が発生している。
d	損傷が大きい。
e	深刻な損傷が発生している。

【解説】

損傷程度は、部材ごと、損傷種類ごとに評価する。これらの記録は施設の状態を示す最も基礎的なデータとして蓄積され、維持・補修などの計画検討などに利用される。したがって、損傷程度の評価はできるだけ正確かつ客観的となるように行わなければならない。

損傷程度の評価では、損傷の種類に応じて定性的な区分で評価するものと定量的な数値でデータとして評価されるもの、あるいはその両方で評価することが必要なものがあるが、損傷の程度をあらゆる客観的な事実を示すものに過ぎない点に注意しなければならない。

これらのデータは、施設の状態を示す最も基礎的なデータとなるだけでなく、将来予測などを行う際にも必要となる。したがって、これらのデータには、客観性だけでなく、点検ごとに採取されるデータ間で相对比较が行えるような連続性、データの均一性も要求される。データ記録にあたってはこれらの点についても留意する必要がある。

定期点検では、損傷種類に応じて損傷程度の判定を定性的に行い、損傷程度の区分は、損傷の種類ごとに以下に示す最大 5 等級（a、b、c、d、e）に区分する。

表 3-2 損傷種類と損傷区分

部材	損傷種類	損傷程度の区分				
		a	b	c	d	e
(鋼部材) 上・下部工	腐食・防食機能の劣化	●	●	●	●	●
	亀裂・破断	●	—	●	—	●
	ゆるみ・脱落	●	—	●	—	●
	漏水・滞水	●	—	—	—	●
	変形・欠損	●	—	●	—	●
	沈下・移動・傾斜（下部のみ）	●	—	—	—	●
	補修・補強材の損傷	●	—	●	—	●
	遊間の異常・支承部の機能障害	●	—	●	—	●
	異常な音・振動・たわみ	●	—	—	—	●
(コンクリート) 上・下部工	ひびわれ（発生パターン記録）	●	●	●	●	●
	うき	●	—	—	—	●
	剥離・鉄筋露出	●	—	●	●	●
	漏水・遊離石灰	●	—	●	●	●
	漏水・滞水	●	—	—	—	●
	変形・欠損	●	—	●	—	●
	沈下・移動・傾斜（下部のみ）	●	—	—	—	●
	補修・補強材の損傷	●	—	●	—	●
	遊間の異常・支承部の機能障害	●	—	●	—	●
異常な音・振動・たわみ	●	—	—	—	●	
舗装	路面の凹凸	●	—	●	—	●
	舗装の異常	●	—	●	—	●
高欄（地覆）	腐食・防食機能の劣化	●	●	●	●	●
	ゆるみ・脱落	●	—	●	—	●
	亀裂・破断	●	—	●	—	●
	変形・欠損	●	—	●	—	●
手すり	腐食・防食機能の劣化	●	●	●	●	●
	ゆるみ・脱落	●	—	●	—	●
	亀裂・破断	●	—	●	—	●
	変形・欠損	●	—	●	—	●
排水施設	腐食・防食機能の劣化	●	●	●	●	●
	ゆるみ・脱落	●	—	●	—	●
	亀裂・破断	●	—	●	—	●
	変形・欠損	●	—	●	—	●
	漏水・滞水	●	—	—	—	●
	土砂詰まり	●	—	—	—	●
照明施設	腐食・防食機能の劣化	●	●	●	●	●
	ゆるみ・脱落	●	—	●	—	●
	亀裂・破断	●	—	●	—	●
	変形・欠損	●	—	●	—	●

4. 健全性の診断

4.1 部材単位の健全性の診断

定期点検では、部材単位での健全性の診断を行う。

(1) 健全性の診断の区分

構造上の部材等の健全性の診断は、表 4-1 の健全性の判定区分により行うことを基本とする。

表 4-1 健全性の判定区分

区分		一般的状況
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(2) 健全性の診断の単位

部材単位の健全性の診断は、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎に行うことを基本とする。

【解説】

定期点検の実施者は、施設の健全性の診断の一連として、施設の状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。そして、診断の内容を I～IV の区分に分類する。

なお、詳細調査を行わなければ I～IV の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに詳細調査を行い、その結果を踏まえて I～IV の判定を行うこととする。

健全性の診断を行うにあたっては、現地の状況や劣化の要因、詳細な検討結果の内容にも配慮して決定することを基本とする。判定は、損傷程度の把握・評価を踏まえ、部材毎に行った上で、最終的に施設全体としての健全性の診断の評価を実施する。

施設全体の評価は、部材の中で最も健全性の低いものを採用することを基本とする。

施設全体の健全性の診断にあたっては、以下の点に注意する。

- ・部材等の変状が施設全体の健全性に及ぼす影響は、構造特性、変状の原因並びに変状の進行性、設置条件などによっても異なる。
- ・複数の部材の複数の変状を総合的に評価するのがよい。
- ・健全性の診断では、変状の原因の推定に努め、措置の範囲や方法の検討に必要な所見を残すとよい。一方で、この健全性の診断は、定期点検で得られた範囲の情報に基づく対策の必要性に関する所見であり、具体的措置方法について検討することはこの要領の定期点検の範囲では想定していない。

また、判定区分Ⅰ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- Ⅰ：監視や対策を行う必要のない状態
- Ⅱ：状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
- Ⅲ：早期に監視や対策を行う必要がある状態（おおむね次回点検以内）
- Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態/

4.2 部材群毎の想定する状況や特定事象に対する技術的評価

耐力や地震など想定される状況に対する技術的評価は、部材群毎で表 8-3 の判定区分により行う。

1) 技術的評価の判定区分

上部構造、下部構造及び上下部接続部などの部材群（上部構造、下部構造及び上下部接続部、階段部、その他の接続部、その他（フェールセーフ）において、活荷重や地震など具体的な事象を想定し判定する。

表 8-3 判定区分

区分	定義
A	何らかの変状が生じる可能性は低い
B	致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。
C	致命的な状態となる可能性がある。

2) 特定事象の有無

上部構造、下部構造及び上下部接続部などの部材群（上部構造、下部構造及び上下部接続部、階段部、その他の接続部、その他（フェールセーフ）において、塩害などの特定事象の有無を判定する。

【解説】

なお、「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）（令和 6 年 3 月 国土交通省道路局）」の「5. 健全性の診断区分の決定」に記載されている解説では、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者が、近接目視を基本として得られる情報程度からその技術者の主観的評価として言える程度の技術的水準及び信頼性のものでよし、構造解析や精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行うことを求められていないとしている。各部材群の損傷が活荷重や地震などの想定される事象に対して、今後どのような状態になる可能性が

あるかABCで判定する

この際、「4.1 部材単位の健全性診断」が行われるため、部材単位の健全度を参考に技術的評価を行うことが合理的であり一般には表 8-4 で示す読み替えによる対応を基本とし、「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和 6 年 3 月 国土交通省道路局）」に掲載されている様式 1 の技術的な評価結果の表（表 8-5）を作成する。

表 8-4 部材単位の健全度判定から部材群毎の技術的評価の読み替え

部材単位の健全度判定	部材群毎の技術的評価
A、B、C1、M	A
C2、C3、S1、S2	B
E1、E2	C

表 8-5 想定される状況に対する技術的な評価結果

様式 1
点検DB登録用

横断歩道橋名・所在地・管理者名等		路線名	所在地	設置位置	緯度 経度	施設ID
(フリガナ)						
管理者名		代替路の有無	緊急輸送道路	占用物件(名称)		
横断歩道橋毎の健全性の診断 告示に基づく健全性の診断の区分		横断歩道橋諸元 架設年度	橋長	通路幅員	横断歩道橋形式	
※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。						
技術的な評価結果		定期点検実施年月日	想定する状況		定期点検者	
	活荷重		地震		その他	
横断歩道橋 (全体として)						
上部構造	A~C または 「-」	写真番号	A~C または 「-」	写真番号	A~C または 「-」	写真番号
下部構造		写真番号		写真番号		写真番号
上下部接続部		写真番号		写真番号		写真番号
階段部		写真番号		写真番号		写真番号
その他の接続部		写真番号		写真番号		写真番号
その他(フェールセーフ)		写真番号		写真番号		写真番号

表 8-6 特定事象の有無

様式 3
点検DB登録用

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見		施設ID	定期点検実施年月日	定期点検者	
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)			健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)
	塩害	防食機能の低下	その他		
上部構造					
下部構造					
上下部接続部	有・無 または 「-」				
階段部					
その他の接続部					
その他(フェールセーフ)					

想定される状況に対する技術的評価及び特定事象の有無の評価は、部材群の損傷を評価し、その損傷が想定される状況に対してどのような状態となる可能性があるか検討を行う必要があるため、部材単位

の判定後に行う必要がある。また、横断歩道橋単位の健全度は技術的評価等を考慮し行うことから、以下の図 8-1 で示すとおり、これまで実施していた定期点検の中で、技術的評価等は部材群の損傷評価と橋梁単位の健全度評価の間に行うこととする

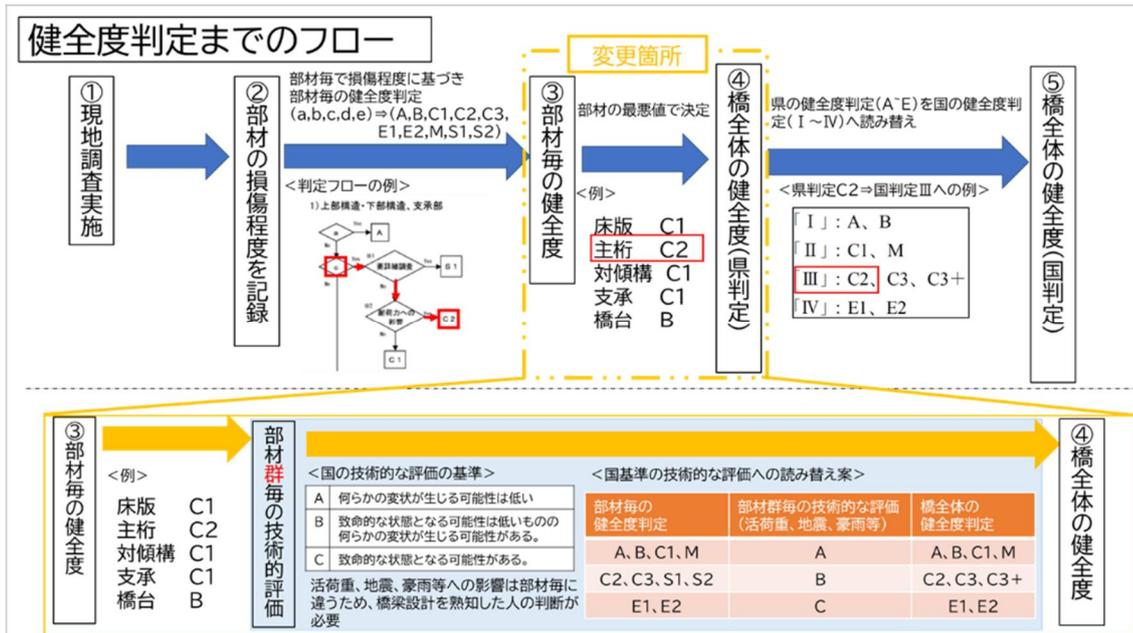


図 8-1 点検フローにおける技術的評価等の位置づけ

4.3 横断歩道橋毎の健全性の診断

定期点検では、横断歩道橋単位で、表 4-2 の判定区分により行うことを基本とする。

表 4-2 判定区分

区分		一般的状況
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【解説】

横断歩道橋毎の健全性の診断は、横断歩道橋単位で総合的な評価を付けるものである。

部材単位の健全度が横断歩道橋全体の健全度に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該横断歩道橋の重要度等によっても異なるため、所見あるいは 4.1 の「部材単位の健全性の診断」の結果なども踏まえて、横断歩道橋単位で判定区分の定義に則って総合的に判断する。

また、デッキプレートの板厚や床版の構造、階段部やその取付部の構造など、道路橋とは異なる構造の特徴も反映して診断を行うことが必要である。

一般には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい評価で代表させることができる。

5. 措置

5.1 措置の基本

道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

【解説】

措置には、補修や補強などの横断歩道橋の機能や耐久性等を維持又は回復するための対策のほか、撤去、定期的あるいは常時の監視、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

措置にあたっては、最適な方法を横断歩道橋の道路管理者が総合的に検討する。定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断を行っていることに留意が必要である。たとえば、対策方法の検討のために追加で実施した調査の結果を踏まえれば、横断歩道橋の措置方針が変わることも想定される。その場合には、横断歩道橋の健全性の診断区分も適切に見直すことができる。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て横断歩道橋の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。たとえば横断歩道橋の機能や耐久性を維持するなどの対策と監視を組み合わせることで措置を行うことも考えられ、監視を行うときも道路管理者は適切な措置となるように検討する必要がある。

5.2 応急対策

点検の結果で、応急対策等が必要と判断された場合は、遅延なく応急対策を行う

【解説】

点検の結果、ボルトのゆるみや防護柵の著しい変形等、応急措置が必要と判断された場合は、遅延なく対応する。

また、損傷程度や範囲が大きく恒久対策が必要と判断された場合、対策が実施される期間における道路交通の安全確保のために、はく落防止対策などの応急対策を行う必要性について、早急に監督職員へ報告する。

6. 点検の記録

点検で確認した損傷について点検結果を適切に記録し、蓄積しておかなければならない。

【解説】

定期点検結果に基づき、点検調書を作成する。

点検調書は、次回の点検や維持管理計画の検討・作成の基礎資料として活用し、必要なときに随時利用できるような支援システム※¹に登録し、管理・保管する。

点検調書の構成を表 6-1 に示す。

表 6-1 定期点検調書の構成（横断歩道橋）

様式番号	台帳および調書名	記載内容	備考
1	道路横断施設点検調書[横断歩道橋](施設諸元)	一般諸元、位置情報など	施設の基本情報として、今後の維持管理計画の策定や日常業務等の効率化に役立てる。
2	道路横断施設点検調書[横断歩道橋](一般図)	概略一般図	
3	道路横断施設点検調書[横断歩道橋](総合点検結果)	施設全体の点検結果のまとめ(損傷程度の評価、健全度、応急措置内容、応急措置実施年月日、概略対策、所見、総合判定)	点検結果(損傷程度の評価、健全度、応急措置内容、応急措置実施年月日、概略対策、所見、総合判定)について、1枚に集約してわかりやすく記載する。
4	道路横断施設点検調書[横断歩道橋](所見・見解)	損傷写真、所見、健全性の診断など	代表的な損傷について写真や所見を記載する。
5	道路横断施設点検調書[横断歩道橋](損傷図)	損傷図	損傷図として描画することで、損傷発生の位置を明確にする。
6	道路横断施設点検調書[横断歩道橋](損傷写真)	損傷写真	写真として記録することで、損傷状況をよりイメージしやすくする。

※1：支援システムへの登録方法については、別途通知（土木部ライブラリを参照）により、道路管理者が実施する。

次頁以降に、各調書の様式を示す。

① 様式1：施設諸元

施設番号	フリガナ	【様式-1】道路横断施設点検調査[横断歩道橋] (施設諸元)				地域機関	点検日	
施設ID	施設名	<定期点検>						
交差路線情報	道路種別	伸縮継手形式				架橋位置		
	路線名	支承種類 固定 可動				緯度・経度 N E		
	道路規格 種 級 設計速度 km/h	舗装種別 通路部 階段部				距離標 K ~ K		
	緊急輸送道路	排水形式				道路台帳附図番号 図面番号 区間順序番号 -		
	センサス 年次 区間番号	高欄 高さ m				路線機能分類		
	交通量 台/日 大型車 台/日	手すり 通路部 階段部				位置図		
	橋長 m	落橋防止システム						
	有効幅員 通路部 m 階段部 m	照明施設 基数 基						
	桁下高/斜角 桁下高 m 斜角 °	ロードヒーティング 基数 基						
	径間数 径間	エレベータ 基数 基						
構造諸元共通情報	完成年次 年	設計業者						
	適用示方書	施工業者						
	歩道橋種別	塗装 塗装面積 本体 m ² 高欄 m ²						
	昇降形式	塗装年月日 年 月 日						
	上部工	構造形式/材料	総通行量 人/12h					
		床版材料	調査実施日 年 月 日					
	下部工	橋台形式	通学路指定					
		橋脚形式/材料	横断歩道帯の有無					
		基礎形式	塩害区分					
	現地写真 全景		現地写真 近景(桁下)			備考		

② 様式2：一般図

施設番号	フリガナ	【様式-2】道路横断施設点検調査[横断歩道橋] (一般図)				地域機関	点検日
	施設名	<定期点検>					
一般図							

③ 様式3：総合点検結果

鋼橋

施設番号		ツリガネ 施設名		【様式-3】道路横断施設点検調査(横断歩道橋) (総合点検結果)										地域機関		点検日											
点検業者														点検者													
点検項目		損傷程度		健全度		応急措置内容	応急措置実施年月日	写真番号	備考	点検項目		損傷程度		健全度		応急措置内容	応急措置実施年月日	写真番号	備考								
		前回	今回	応急措置前	応急措置後							前回	今回	応急措置前	応急措置後												
上部工 (主要部・階段部)	主桁	腐食・防食機能の劣化								路上	高欄(地覆含む)	腐食・防食機能の劣化															
		ゆるみ・脱落									ゆるみ・脱落																
		亀裂・破断									亀裂・破断																
		変形・欠損									変形・欠損																
	横桁・対傾構	腐食・防食機能の劣化								舗装	路面の凹凸	腐食・防食機能の劣化															
		ゆるみ・脱落									舗装の異常																
		亀裂・破断									腐食・防食機能の劣化																
		変形・欠損									ゆるみ・脱落																
	床版	腐食・防食機能の劣化								手すり	腐食・防食機能の劣化																
		ゆるみ・脱落									ゆるみ・脱落																
		亀裂・破断									亀裂・破断																
		変形・欠損									変形・欠損																
	階段部	腐食・防食機能の劣化								排水施設	腐食・防食機能の劣化																
		ゆるみ・脱落									ゆるみ・脱落																
		亀裂・破断									亀裂・破断																
変形・欠損									漏水・滞水																		
支承部	剥離・鉄筋露出								照明施設	腐食・防食機能の劣化																	
	漏水・滞水									ゆるみ・脱落																	
共通	変形・欠損									亀裂・破断																	
	沈下・移動・傾斜									変形・欠損																	
下部工	コンクリート(橋台・基部コンクリート)	ひびわれ							概略対策	部材	損傷種類	健全度	対策工法		数量	単価(千円)	概算工事費(千円)										
		うき																									
		剥離・鉄筋露出																									
		漏水・遊離石灰																									
	鋼(橋脚)	ひびわれ							所見・特記事項									総合判定									
		うき																第三者									
		剥離・鉄筋露出																									
		漏水・遊離石灰																									
	共通	ひびわれ																									
		うき																									
		剥離・鉄筋露出																									
		漏水・遊離石灰																									

RC橋

施設番号		ツリガネ 施設名		【様式-3】道路横断施設点検調査(横断歩道橋) (総合点検結果)										地域機関		点検日											
点検業者														点検者													
点検項目		損傷程度		健全度		応急措置内容	応急措置実施年月日	写真番号	備考	点検項目		損傷程度		健全度		応急措置内容	応急措置実施年月日	写真番号	備考								
		前回	今回	応急措置前	応急措置後							前回	今回	応急措置前	応急措置後												
上部工 (主要部・階段部)	主桁	ひびわれ							路上	高欄(地覆含む)	腐食・防食機能の劣化																
		うき								ゆるみ・脱落																	
		剥離・鉄筋露出									亀裂・破断																
		漏水・遊離石灰									変形・欠損																
	横桁	ひびわれ							舗装	路面の凹凸	腐食・防食機能の劣化																
		うき									舗装の異常																
		剥離・鉄筋露出									腐食・防食機能の劣化																
		漏水・遊離石灰									ゆるみ・脱落																
	床版	ひびわれ							手すり	腐食・防食機能の劣化																	
		うき									ゆるみ・脱落																
		剥離・鉄筋露出									亀裂・破断																
		漏水・遊離石灰									変形・欠損																
	階段部	ひびわれ							排水施設	腐食・防食機能の劣化																	
		うき									ゆるみ・脱落																
		剥離・鉄筋露出									亀裂・破断																
漏水・遊離石灰										漏水・滞水																	
支承部	剥離・鉄筋露出							照明施設	腐食・防食機能の劣化																		
	漏水・遊離石灰									ゆるみ・脱落																	
共通	変形・欠損									亀裂・破断																	
	沈下・移動・傾斜									変形・欠損																	
下部工	コンクリート(橋台・基部コンクリート)	ひびわれ						概略対策	部材	損傷種類	健全度	対策工法		数量	単価(千円)	概算工事費(千円)											
		うき																									
		剥離・鉄筋露出																									
		漏水・遊離石灰																									
	鋼(橋脚)	ひびわれ							所見・特記事項									総合判定									
		うき																第三者									
		剥離・鉄筋露出																									
		漏水・遊離石灰																									
	共通	ひびわれ																									
		うき																									
		剥離・鉄筋露出																									
		漏水・遊離石灰																									

④ 様式4：所見・見解

施設番号		フリガナ 施設名		【様式-4】道路横断施設点検調書[横断歩道橋]（所見・見解）				地域機関		点検日		
						< 定期点検 >						
写真番号		部材		損傷種類		写真番号		部材		損傷種類		
損傷写真												
所見												
今回判定	健全性の診断(部材単位)						今回判定	健全性の診断(部材単位)				
前回判定	健全性の診断(部材単位)						前回判定	健全性の診断(部材単位)				

⑤ 様式5：損傷図

施設番号		フリガナ 施設名		【様式-5】道路横断施設点検調書[横断歩道橋]（損傷図）				地域機関		点検日	
						< 定期点検 >					
損傷図											

⑥ 様式 6 : 損傷写真

施設番号	フリガナ		【様式-6】 道路横断施設点検調書[横断歩道橋] (損傷写真)				地域機関	点検日
	施設名		< 定期点検 >					
損傷写真	写真番号		撮影年月日		写真番号		撮影年月日	
	部材		写真ファイル名		写真説明		写真ファイル名	
	損傷程度		損傷の種類		損傷程度		損傷の種類	
				前回損傷程度				前回損傷程度
				メモ				メモ
	写真番号		撮影年月日		写真番号		撮影年月日	
	写真説明		写真ファイル名		写真説明		写真ファイル名	
	損傷程度		損傷の種類		損傷程度		損傷の種類	
				前回損傷程度				前回損傷程度
				メモ				メモ

7. 対策工の概略検討

定期点検では、点検結果から対策数量を整理し、維持管理計画策定のための標準的な対策工の概略検討および概算工事費を整理するとともに、損傷状況や周辺状況等を踏まえた施工時の留意事項等を記録する。

1) 対策工

対策に必要な損傷・変状に対する概略対策工法および概略単価の一例を下表に示す。

なお、直接工事費の単価については、国土技術政策総合研究所の「プロジェクト研究報告 住宅・社会資本の管理運営技術の開発」を参考に整理したものである。

表 7-1 対策工および概算直接工事費単価の一例

施設	部材	変状種類	管理区分Ⅰ (予防維持型)			管理区分Ⅱ (事後維持型)		
			工法種類	直工 単価	単位	工法種類	直工 単価	単位
横断歩道橋	上部工 下部工 防護柵	腐食 防食機能の劣化	再塗装 Rc-I (足場含む)	12.7	千円/m ²	再塗装 Rc-I (足場含む)	12.7	千円/m ²
			再塗装 Rc-III (足場含む)	8.5	千円/m ²	再塗装 Rc-III (足場含む)	8.5	千円/m ²
			再塗装 Ra-III (足場含む)	5.1	千円/m ²	—	—	—
	伸縮目地	漏水	目地充填工	30.0	千円/m	—	—	—

2) 概算数量

点検時に損傷程度が大・中となる場合は、写真およびメモにより概算数量を整理できるように記録する。

3) 概算工事費

上記の対策工および概算数量から概算工事費を記録する。

付録-1 損傷程度の評価基準

(1) 上部工・下部工：鋼部材

① 腐食・防食機能の劣化

区分	一般的状況	
	損傷の深さ	損傷の面積
a	損傷なし。	
b	小	小
c	小	大
d	大	小
e	大	大

損傷の深さ	一般的状況
大	鋼材表面に著しい膨張が生じているか、または明らかな板厚減少が視認できる。
小	錆は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない。

注) 錆の状態(層状、孔食など)に関わらず、板厚(断面)減少の有無によって評価する。

損傷の面積	一般的状況
大	着目部分の全体的に錆が生じている。または着目部分に拡がりのある発錆箇所が複数ある。
小	損傷個所の面積が小さく局部的である。

② ゆるみ・脱落

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	ボルト(全てのボルトの種類およびリベット)のゆるみや脱落を生じているがその数が少ない(一群あたり本数の5%未満である)。1本程度
e	ボルト(全てのボルトの種類およびリベット)のゆるみや脱落を生じており、その数が多い(一群あたり本数の5%以上である)。複数本

③ 亀裂・破断

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	断面急変部、溶接接合部などに塗膜われが確認できる。 亀裂が生じているものの、線状でないか、線状であってもその長さが極めて短く、更に数が少ない場合。
e	線状の亀裂が生じている。または、直下に亀裂が生じている疑いを否定できない塗膜われを生じている。 破断している。

(2) 上部工・下部工：コンクリート部材

① ひびわれ

区分	最大ひびわれ幅	最小ひびわれ間隔
a	損傷なし。	
b	小	小
c	小	大
	中	小
d	中	大
	大	小
e	大	大

最大ひびわれ幅	一般的状況	
	RC 構造物	PC 構造物
大	0.3mm 以上	0.2mm 以上
中	0.2mm 以上 0.3mm 未満	0.1mm 以上 0.2mm 未満
小	0.2mm 未満	0.1mm 未満

最小ひびわれ間隔	一般的状況	
	大	ひびわれ間隔が小さい（最小ひびわれ間隔が概ね 0.5m 未満）
小	ひびわれ間隔が大きい（最小ひびわれ間隔が概ね 0.5m 以上）	

② うき

区分	一般的状況
a	損傷なし。
e	うきがある。

③ 剥離・鉄筋露出

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	はく離のみが生じている（局所的な発生も該当する）。
d	鉄筋が露出しているが、鉄筋の腐食は軽微である（局所的な発生も該当する）。
e	鉄筋が露出しており、鉄筋が著しく腐食している（局所的な発生も該当する）。

④ 漏水・遊離石灰

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	ひびわれから漏水が生じているが、錆汁や遊離石灰はほとんど見られない。
d	ひびわれから遊離石灰が生じているが、錆汁はほとんど見られない。
e	ひびわれから著しい漏水や遊離石灰が生じている。あるいは漏水に著しい泥や錆汁の混入が認められている。

注) 打ち継ぎ目や目地部から生じる漏水・遊離石灰についても、ひびわれと同様の評価とする。

(3) 上部工・下部工：共通

① 漏水・滞水

区分	一般的状況
a	損傷なし。
e	排水柵取り付け位置などからの漏水、支承付近の滞水がある。

② 変形・欠損

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	部材が局部的に変形している。 一部が欠損している。
e	部材が局部的に著しく変形している。 一部が著しく欠損している。

③ 沈下・移動・傾斜

区分	一般的状況
a	損傷なし。
e	下部工が移動・傾斜している。

④ 補修・補強材の損傷

分類1：鋼板

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	補修部の鋼板のうきは発生していないものの、シール部の一部剥離又は錆又は漏水のいずれかの損傷が見られる。 鋼板（あて板等）に軽微な損傷（防食機能の劣化、一部の腐食、一部ボルトのゆるみ等）が見られる。
e	次のいずれかの損傷が見られる。 <ul style="list-style-type: none"> ・補修部の鋼板のうきが発生している。 ・シール部分がほとんど剥離し、一部にコンクリートアンカーのうきが見られ、錆及び漏水が著しい。 ・コンクリートアンカーに腐食が見られる。 ・一部のコンクリートアンカーに、うきが見られる。 ・著しい損傷（全体の腐食、多くのボルトのゆるみ、亀裂等）が見られる。

分類2：コンクリート系

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている。 又は、補強材に軽微な損傷がある。
e	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている。 又は、補強材に著しい損傷がある。

⑤ 遊間の異常・支承部の機能障害

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	左右の遊間が極端に異なる、又は遊間が橋軸直角方向にずれているなどの異常がある。
e	遊間が異常に広いまは狭く、伸縮継手の櫛の歯が完全に離れているまたは接触している。 支承部の機能が損なわれているか、著しく阻害されている可能性のある損傷が生じている。

※ここでいう遊間とは、桁部と階段部の接続部を指す

⑥ 異常な音・振動・たわみ

区分	一般的状況
a	損傷なし。
e	主桁、支承等から異常な音が聞こえる、又は異常な振動や揺れ、たわみを確認することができる。

(4) 舗装

① 路面の凹凸

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	舗装の段差があるが軽微である。
e	舗装に段差があり，利用者の安全に支障がある。

② 舗装の異常

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	舗装のひびわれ幅が 5mm 程度未満の軽微な損傷がある。
e	舗装のひびわれ幅が 5mm 以上である。

(5) 高欄、手すり、排水施設、照明施設、上屋

① 腐食・防食機能の劣化

区分	一般的状況	
	損傷の深さ	損傷の面積
a	損傷なし。	
b	小	小
c	小	大
d	大	小
e	大	大

	損傷の深さ	損傷の面積
大	鋼材表面に著しい膨張が生じているか，または明らかな板厚減少が視認できる。	着目部分の全体的に錆が生じている。または着目部分に拡がりのある発錆箇所が複数ある。
小	錆は表面的であり，著しい板厚の減少は視認できない。	損傷個所の面積が小さく局部的である。

注) 錆の状態(層状、孔食など)に関わらず、板厚(断面)減少の有無によって評価する。

② ゆるみ・脱落

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	ボルト(全てのボルトの種類およびリベット)のゆるみや脱落を生じているがその数が少ない(一群あたり本数の5%未満である)。1本程度
e	ボルト(全てのボルトの種類およびリベット)のゆるみや脱落を生じており、その数が多い(一群あたり本数の5%以上である)。複数本

③ 亀裂・破断

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	断面急変部、溶接接合部などに塗膜われが確認できる。 亀裂が生じているものの、線状でないか、線状であってもその長さが極めて短く、更に数が少ない場合。
e	線状の亀裂が生じている。または、直下に亀裂が生じている疑いを否定できない塗膜われを生じている。 破断が生じている。

④ 変形・欠損

区分	一般的状況
a	損傷なし。
c	部材が局部的に変形している。 一部が欠損している。
e	部材が局部的に著しく変形している。 一部が著しく欠損している。

⑤ 土砂詰り

区分	一般的状況
a	損傷なし。
e	排水管などに土砂詰まりがある。

⑥ 漏水・滞水

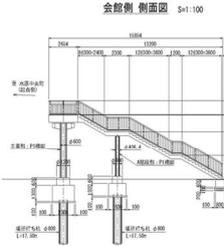
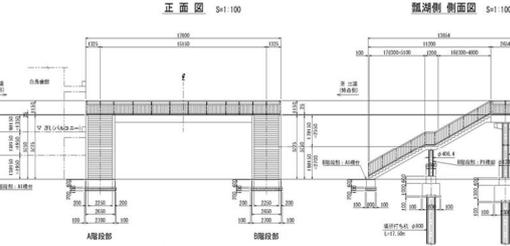
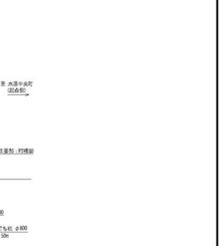
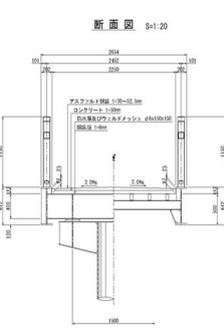
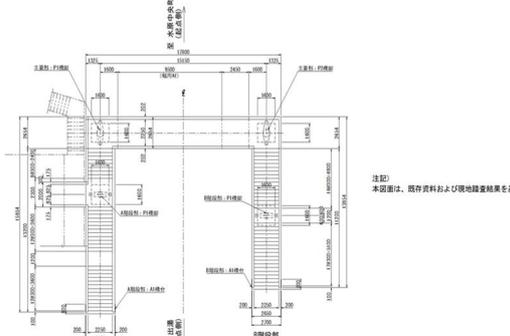
区分	一般的状況
a	損傷なし。
e	排水施設の損傷部位などからの漏水、排水不良などで路面に滞水が見られる。

付録-2 点検調査記録様式

① 様式1：施設諸元

施設番号		0102		フアガナ		ハチタケウカイデンシヤモトウキョウ		【様式-1】道路横断施設点検調査〔横断歩道橋〕（施設諸元）				地域機関		2 新発田		点検日		2099/3/31			
施設ID		2		施設名		●●歩道橋		< 定期点検 >													
交差路線情報	道路種別	3 一般国道		伸縮継手形式		10 盲目地型		架橋位置		15223 阿賀野市 外城町		位置情報		緯度・経度		N 37° 50' 12.500" E 139° 14' 10.600"		距離標		K ~ K	
	路線名	1271 水原出湯線		支承销類		固定 11 線支承 可動 11 線支承		道路台帳附図番号		図面番号 区間順序番号		-		道路機能分類		3 (D)		位置図			
	道路規格	種 級 設計速度 km/h		舗装種別		通路部 13 アスファルト系 階段部 15 樹脂系		路線機能分類		3 (D)		位置図									
	緊急輸送道路			排水形式		2 湯水型式															
構造諸元共通情報	センサー	年次 区間番号		高欄		11 鋼製 高さ 1.2 m															
	交通量	台/日 大型車 台/日		手すり		通路部 9 なし 階段部 1 あり															
	橋長	1780 m		落橋防止システム		9 なし															
	有効幅員	通路部 2.25 m 階段部 2.25 m		照明施設		9 なし 基数 0 基															
	桁下高/斜角	桁下高 4.80 m 斜角 90°		ロードヒーティング		9 なし 基数 0 基															
	径間数	1 径間		エレベータ		9 なし 基数 0 基															
	完成年次	S 63 年		設計業者		〇〇株式会社															
	適用示方書	S 55		施工業者		△△株式会社															
	歩道橋種別	1 歩行者専用歩道橋		塗装		塗装面積 本体 561.0 m ² 高欄 m															
	昇降形式	1 階段式		塗装年月日		H 25 年 9 月 日															
上部工	構造形式/材料		23 桁橋(H桁) 1 鋼橋		総通行量		人/12h														
	床版材料		1 鋼床版		調査実施日		年 月 日														
	橋台形式		11 重力式橋台		通学路指定																
下部工	橋脚形式/材料		41 柱式橋脚(円柱) 3 鋼製		横断歩道帯の有無		9 なし 約70m先														
	基礎形式		11 直接基礎		塩害区分		9 外														
現地写真 全景				現地写真 近景(桁下)																	
																				備考 ・橋長は、氾湖側に延長した形跡有り (建設時図面と橋長で約2500の寸法差有り) ＜点検方法＞ 階段部：徒歩・梯子64.7m 道路横断面：高所作業車47.2m ＜補修履歴＞ 平成25年：塗装塗替工(Rc-Ⅲ、Rd-Ⅲ) 時期不明：排水樹取替(全4箇所中3箇所)	

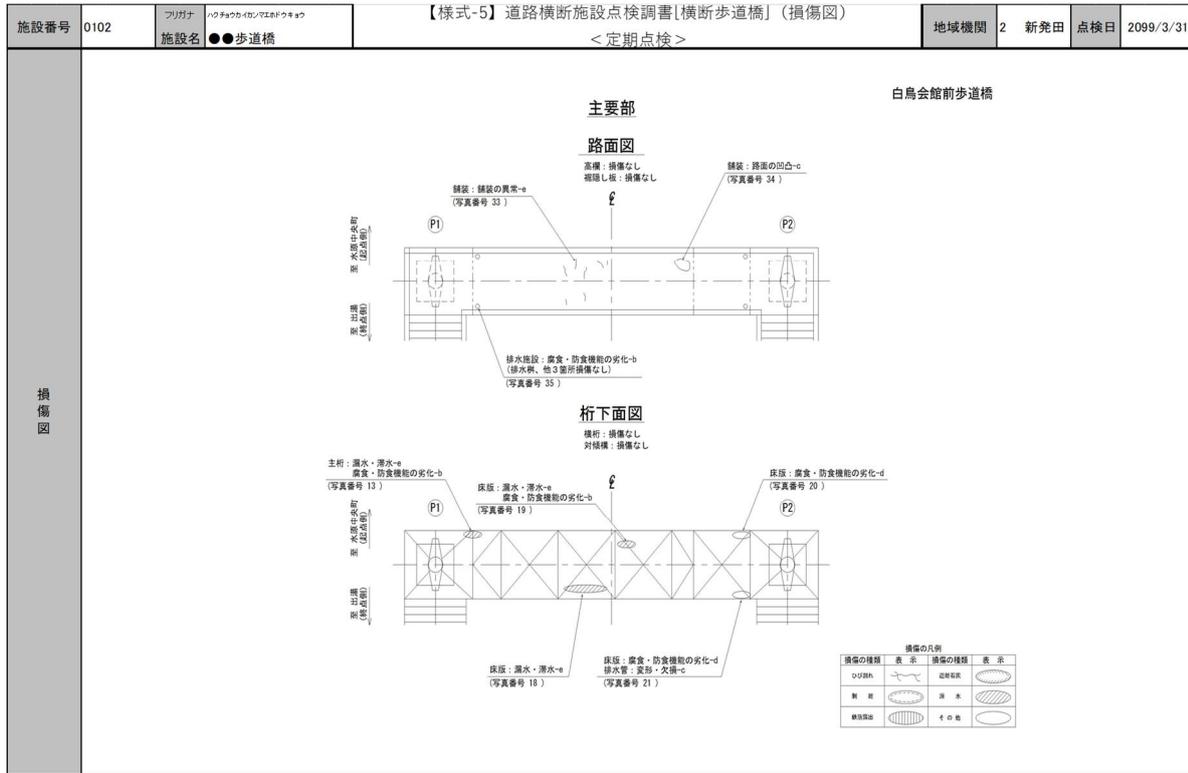
② 様式2：一般図

施設番号		0102		フアガナ		ハチタケウカイデンシヤモトウキョウ		【様式-2】道路横断施設点検調査〔横断歩道橋〕（一般図）				地域機関		2 新発田		点検日		2099/3/31	
施設名		●●歩道橋		< 定期点検 >															
一般図	白鳥会館前歩道橋一般図																		
	会館側側面図 S=1:100						正面図 S=1:100						氾湖側側面図 S=1:100						
																			
断面図 S=1:20						平面図 S=1:100													
																			
												注記) 本図面は、既存資料および現地調査結果を基に復元したものである。							

③ 様式3：総合点検結果

施設番号		施設名		【様式-3】道路横断施設点検調査[横断歩道橋] (総合点検結果)				地域機関		2	新発田	点検日	2099/3/31				
0102		フジガネ パナソニックシステムビルディング		●●歩道橋				<定期点検>									
点検業者				株式会社 × ×				点検者									
点検項目				損傷程度		健全度		応急措置内容		応急措置実施年月日		写真番号		備考			
				前回		今回											
上部工 (主要部・階段部)	主桁	腐食・防食機能の劣化		a	a	I						1					
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	横桁・対横桁	腐食・防食機能の劣化		a	a	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	床版	腐食・防食機能の劣化		a	a	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	階段部	腐食・防食機能の劣化		a	a	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	支承部	腐食・防食機能の劣化		a	a	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
共通	種別・補強材の種類		—	a	I												
	異変(変形・移動・たわみ)		—	a	I												
	ひびわれ		a	a	I												
下部工 (橋台・基部コンクリート)	コンクリート	剥離・鉄筋露出		a	a	I											
		漏水・遊離石灰		a	a	I											
		漏水・滞水		d	c	II											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
		種別・補強材の種類		—	—	—											
	鋼(橋脚)	腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	鋼(橋脚)	漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
	下部工 (橋台・基部コンクリート)	コンクリート	ひびわれ		a	a	I										
			うき		—	a	I										
			剥離・鉄筋露出		a	a	I										
漏水・遊離石灰			a	a	I												
漏水・滞水			d	c	II												
変形・欠損			a	a	I												
鋼(橋脚)		腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
鋼(橋脚)		漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
下部工 (橋台・基部コンクリート)		コンクリート	剥離・鉄筋露出		a	a	I										
			漏水・遊離石灰		a	a	I										
			漏水・滞水		d	c	II										
	変形・欠損		a	a	I												
	沈下・移動・傾斜		a	a	I												
	種別・補強材の種類		—	—	—												
	鋼(橋脚)	腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	鋼(橋脚)	漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
	下部工 (橋台・基部コンクリート)	コンクリート	剥離・鉄筋露出		a	a	I										
			漏水・遊離石灰		a	a	I										
			漏水・滞水		d	c	II										
変形・欠損			a	a	I												
沈下・移動・傾斜			a	a	I												
種別・補強材の種類			—	—	—												
鋼(橋脚)		腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
鋼(橋脚)		漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
下部工 (橋台・基部コンクリート)		コンクリート	剥離・鉄筋露出		a	a	I										
			漏水・遊離石灰		a	a	I										
			漏水・滞水		d	c	II										
	変形・欠損		a	a	I												
	沈下・移動・傾斜		a	a	I												
	種別・補強材の種類		—	—	—												
	鋼(橋脚)	腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	鋼(橋脚)	漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
	下部工 (橋台・基部コンクリート)	コンクリート	剥離・鉄筋露出		a	a	I										
			漏水・遊離石灰		a	a	I										
			漏水・滞水		d	c	II										
変形・欠損			a	a	I												
沈下・移動・傾斜			a	a	I												
種別・補強材の種類			—	—	—												
鋼(橋脚)		腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
鋼(橋脚)		漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
下部工 (橋台・基部コンクリート)		コンクリート	剥離・鉄筋露出		a	a	I										
			漏水・遊離石灰		a	a	I										
			漏水・滞水		d	c	II										
	変形・欠損		a	a	I												
	沈下・移動・傾斜		a	a	I												
	種別・補強材の種類		—	—	—												
	鋼(橋脚)	腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	鋼(橋脚)	漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
	下部工 (橋台・基部コンクリート)	コンクリート	剥離・鉄筋露出		a	a	I										
			漏水・遊離石灰		a	a	I										
			漏水・滞水		d	c	II										
変形・欠損			a	a	I												
沈下・移動・傾斜			a	a	I												
種別・補強材の種類			—	—	—												
鋼(橋脚)		腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
鋼(橋脚)		漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											
下部工 (橋台・基部コンクリート)		コンクリート	剥離・鉄筋露出		a	a	I										
			漏水・遊離石灰		a	a	I										
			漏水・滞水		d	c	II										
	変形・欠損		a	a	I												
	沈下・移動・傾斜		a	a	I												
	種別・補強材の種類		—	—	—												
	鋼(橋脚)	腐食・防食機能の劣化		b	b	I											
		ゆるみ・脱落		a	a	I											
		亀裂・破断		a	a	I											
	鋼(橋脚)	漏水・滞水		a	a	I											
		変形・欠損		a	a	I											
		沈下・移動・傾斜		a	a	I											

⑤ 様式5：損傷図



⑥ 様式6：損傷写真

施設番号	0102	フリガナ 施設名	ハクチョウカインカンマエホドウキョウ ●●歩道橋	【様式-6】道路横断施設点検調査[横断歩道橋] (損傷写真) ＜定期点検＞	地域機関	2
------	------	-------------	-----------------------------	--	------	---

写真番号	1	撮影年月日	2099/3/31	写真番号	2	撮影年月日	2099/3/31
部材	主桁	写真ファイル名	DSCN0094	写真説明	床版	写真ファイル名	DSCN0143
損傷程度	b	損傷の種類	腐食・防食機能の劣化	損傷程度	b	損傷の種類	腐食・防食機能の劣化

前回損傷程度	a
メモ	主要部 起点側主桁 床版からの漏水(錆汁)が見られる。



写真番号	3	撮影年月日	2099/3/31
写真説明	床版	写真ファイル名	DSCN0143
損傷程度	d	損傷の種類	腐食・防食機能の劣化

前回損傷程度	b
メモ	主要部 P1-P2間 P2側 起点側 排水管との接合部に腐食が見られる。



前回損傷程度	c
メモ	主要部 P1-P2間 P1側 起点側 排水管との接合部に腐食が見られる。



写真番号	4	撮影年月日	2099/3/31
写真説明	床版	写真ファイル名	DSCN0143
損傷程度	d	損傷の種類	腐食・防食機能の劣化

前回損傷程度	d
メモ	主要部 P1-P2間 P2側 起点側 排水管との接合部に腐食が見られる。



点検調書様式（国）様式1～3

様式1

点検DB登録用

横断歩道橋名・所在地・管理者名等

横断歩道橋名	路線名	所在地	設置位置	緯度 経度	施設ID
(フリガナ)					
管理者名	代替路の有無	緊急輸送道路	占有物件(名称)		

横断歩道橋毎の健全性の診断
告示に基づく健全性の診断の区分

横断歩道橋諸元

架設年度	橋長	通路幅員	横断歩道橋形式

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果

	定期点検実施年月日	定期点検者	
	活荷重	想定する状況 地震	その他
横断歩道橋 (全体として)		()	()
上部構造	写真番号	写真番号	写真番号
下部構造	写真番号	写真番号	写真番号
上下部接続部	写真番号	写真番号	写真番号
階段部	写真番号	写真番号	写真番号
その他の接続部	写真番号	写真番号	写真番号
その他(フェールセーフ)	写真番号	写真番号	写真番号

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

起点側

様式2

点検DB登録用

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

○上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

施設ID	定期点検実施年月日	定期点検者	
構成要素	想定する状況	構成要素	想定する状況
構成要素の状態	構成要素の状態	構成要素の状態	構成要素の状態
写真番号 備考	1 径間 部材番号	写真番号 備考	2 径間 部材番号
構成要素	構成要素の状態	構成要素	構成要素の状態
想定する状況	構成要素の状態	想定する状況	構成要素の状態
写真番号 備考	3 径間 部材番号	写真番号 備考	4 径間 部材番号

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

該当部位	施設ID	特定事象の有無 (有もしくは無)		健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)
		塩害	防食機能の低下	その他	
上部構造					
下部構造					
上下部接続部					
階段部					
その他の接続部					
その他(フェールセーフ)					
所見	(適宜、所見を記入)				